

特定非営利活動法人 サニーサイド 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人サニーサイドという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区石神井町三丁目17番14号コスモス石神井公園303号室に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都練馬区西大泉3丁目1番1号に置く。

前項のほか、東京都練馬区西大泉3丁目1番3号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は地域の中で生活することが困難な人々に対して、介護派遣、就労支援、情報提供、各種相談、子育て支援、といったサービスを提供し、また様々な立場の人々が集える居場所を創り上げていくことにより、すべての市民が生きがいをもって生活をしていくための社会全体の福祉向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) ホームヘルパー派遣事業
- (2) 介護保険訪問介護事業
- (3) 介護保険居宅介護支援事業
- (4) 子供が成長する過程で親が関わりきれない部分を親と一緒にになって関わっていくプログラムを開催する事業
- (5) 障害者や高齢者の日常生活の中で必要とする介護や日常生活用品、住宅改造の方法およびその制度の相談
- (6) 住宅改修事業
- (7) 介護保険福祉用具貸与事業
- (8) 福祉用具販売事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (10) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (11) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (12) 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業

- (13) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型事業
- (14) 障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業
- (15) 地域で生活する人が障害者（児）に理解を深めるための交流活動事業

第2章 会 員

（会員の種類）

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動法人上の社員とする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体。
- (2)賛助会員 議決権をもたないが資金面の援助をする個人および団体。

（入 会）

第7条 正会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 本会の会員は正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込書に対してこれを通知する。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会 費）

第8条 正会員は毎年1回年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は別に総会で定めるものとする。

（会員の資格の喪失）

第9条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき

（退 会）

第10条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、6人以内
- (2) 監事 1人以上、2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三等親以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の既定により役員を解任しようとする場合は議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および決算
- (5) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (6) 会費の額
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織および運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1項および第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第38条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号の掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法に係る事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動予算書及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経てかつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経てかつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長 佐藤真理子

副理事長 別司新奈

理 事 皆川隆輔

理 事 豊田幸江

監 事 岡村真一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の既定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 ￥1,000
 - (2) 賛助会員 ￥1,000